

別表第3（第18条関係）

特別養護老人ホーム「広青苑」
利用料金表

入居者には、介護保険法に基づいた、下記の項目に該当する料金の合計額に、利用日数を乗じた額を、毎月お支払ください。

1. 介護給付サービスによる料金

サービスの利用料金は、入居者の要介護度によって異なります。

下記の表により、要介護度及び介護保険負担割合証に応じた自己負担額をお支払ください。

表1 従来棟4人部屋・2人部屋に入居の方（1日あたりの金額：単位円）

介護福祉施設サービス費（Ⅱ）					
要介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担割合 （1割）	573	641	712	780	847
自己負担割合 （2割）	1,146	1,282	1,424	1,560	1,694

表2 従来棟個室に入居の方（1日あたりの金額：単位円）

介護福祉施設サービス費（Ⅰ）					
要介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担割合 （1割）	573	641	712	780	847
自己負担割合 （2割）	1,146	1,282	1,424	1,560	1,694

表3 ユニット棟個室に入居の方（1日あたりの金額：単位円）

ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）					
要介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担割合 （1割）	747	813	885	950	1,015
自己負担割合 （2割）	1,494	1,626	1,770	1,900	2,030

表4 旧措置者で、従来棟4人部屋・2人部屋に入居の方

(1日あたりの金額：単位円)

旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (II)			
要介護度区分	要介護1	要介護2・3	要介護4・5
自己負担割合 (1割)	547	653	781

表5 旧措置者で従来棟個室に入居の方

(1日あたりの金額：単位円)

旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (I)			
要介護度区分	要介護1	要介護2・3	要介護4・5
自己負担割合 (1割)	547	653	781

(注) 旧措置者の方(平成12年3月31日までに入居された方)は、軽減措置により個別に自己負担割合が変わります。

2. 日常生活継続支援加算

算定日の属する月の前6ヶ月間又は前12ヶ月間における新規入居者のうち、要介護4と5の方の合計が70%以上、または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が65%以上、または痰の吸引などが必要な方が15%以上を占め、なおかつ、入居者に対して、サービスを提供する介護福祉士を6対1以上の割合で配置して、重度者に対する質の高いケアを提供しておりますので、下記の金額を加算してお支払いください。

表6 従来棟に入居の方

(1日あたりの金額：単位円)

日常生活継続支援加算 (I)	自己負担割合 (1割)	36
	自己負担割合 (2割)	72

3. サービス提供体制強化加算

サービスを提供する介護員のうち、「介護福祉士」を60%以上配置し、質の高いケアを提供しておりますので、下記の金額を加算してお支払いください。

表7 ユニット棟に入居の方

(1日あたりの金額：単位円)

サービス提供体制強化加算 (I)	自己負担割合 (1割)	22
	自己負担割合 (2割)	44

4. 看護体制加算

常勤の看護師を配置しているほか、更に手厚く看護職員を配置し、夜間の連絡体制も確保しておりますので、下記の金額を加算してお支払ください。

表 8 従来棟に入居の方 (1日あたりの金額：単位円)

看護体制加算 (Iイ)	自己負担割合 (1割)	6
	自己負担割合 (2割)	12
看護体制加算 (IIイ)	自己負担割合 (1割)	13
	自己負担割合 (2割)	26

表 9 ユニット棟に入居の方 (1日あたりの金額：単位円)

看護体制加算 (Iロ)	自己負担割合 (1割)	4
	自己負担割合 (2割)	8
看護体制加算 (IIロ)	自己負担割合 (1割)	8
	自己負担割合 (2割)	16

5. 夜勤職員配置加算

夜勤時間帯（当夜5時から翌朝9時の間）に、職員を手厚く配置しておりますので、下記の金額を加算してお支払ください。

表 10 従来棟に入居の方 (1日あたりの金額：単位円)

夜勤職員配置加算 (IIIイ)	自己負担割合 (1割)	28
	自己負担割合 (2割)	56

表 11 ユニット棟に入居の方 (1日あたりの金額：単位円)

夜勤職員配置加算 (IVロ)	自己負担割合 (1割)	21
	自己負担割合 (2割)	42

6. その他の介護給付サービスの加算(該当する場合だけ、お支払いください。)

(1) 初期加算

入居した日から30日間については、下記の金額を加算してお支払いください。
また、30日を超える入院をした後に、退院し再び施設に戻った場合も同様の扱いとなります。

表13 従来棟・ユニット棟に入居の方 (1日あたりの金額：単位円)

初期加算	自己負担割合 (1割)	30
	自己負担割合 (2割)	60

(2) 入院・外泊時の単価

入居者が入院した場合には、入院日と退院日を除き、2日目から7日目までの6日間に限り、利用者負担額(表1～5)を下記の金額に変更してお支払いください。

また、月をまたいで入院の場合には、1か月に6日を限度として、下記の金額をお支払いください。外泊をした場合も、同様の扱いとなります。

なお、8日目からの居室料のお支払いは、利用者負担限度額認定証による負担額を負担していただきます。

表14 従来棟・ユニット棟に入居の方 (1日あたりの金額：単位円)

入院・外泊時の単価	自己負担割合 (1割)	246
	自己負担割合 (2割)	492

(3) 看取り介護加算 I

嘱託医、常勤の看護師などが連携して、24時間連絡体制を確保し、入居者本人またはご家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合には、その死亡月において、下記の金額をお支払ください。

看取り介護加算 (死亡日)	自己負担割合 (1割)	1, 280
	自己負担割合 (2割)	2, 560
看取り介護加算 (死亡日の前日と前々日)	自己負担割合 (1割)	680
	自己負担割合 (2割)	1, 360
看取り介護加算 (死亡日以前4日以上30日以下)	自己負担割合 (1割)	144
	自己負担割合 (2割)	288
看取り介護加算 (死亡日以前31日以上45日以下)	自己負担割合 (1割)	72
	自己負担割合 (2割)	144

7. 介護職員処遇改善加算

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～6 (表1～15) の該当する料金と加算の1か月の合計額に1, 000分の83を乗じた金額を、更に加算してお支払ください。

介護職員処遇改善加算 (I)	上記1～6の該当する料金と加算の合計額 ×83/1, 000に相当する額
----------------	---

8. 介護職員等特定処遇改善加算

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～6 (表1～15) の該当する料金と加算の1か月の合計額に1, 000分の27を乗じた金額を、更に加算してお支払ください。

介護職員処遇改善加算 (I)	上記1～6の該当する料金と加算の合計額 ×27/1, 000に相当する額
----------------	---

9. 介護給付の対象とならないサービスの料金

(1) 食 費

食事の提供に要する費用は、入居者の所得によって異なります。

下記の表により、所得段階に応じた自己負担額をお支払ください。（「介護保険負担限度額認定証」でご確認ください。）

表18 食事の提供に要する費用（食材料費・調理費相当分）

（1日あたりの金額：単位円）

所得段階	基準額	食費に係わる負担限度額の減額認定による額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
食費	1,445	300	390	650	1,360

(2) 居住費

居住に要する費用は、入居者の所得によって異なります。

下記の表により、所得段階に応じた自己負担額をお支払ください。（「介護保険負担限度額認定証」でご確認ください。）

表19 従来棟4人部屋・2人部屋に入居の方の居住に要する費用（光熱水費相当分）

（1日あたりの金額：単位円）

所得段階	基準額	居住費に係わる負担限度額の減額認定による額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
居住費	855	0	370	370	370

表20 従来棟個室に入居の方の居住に要する費用（光熱水費・室料相当分）

（1日あたりの金額：単位円）

所得段階	基準額	居住費に係わる負担限度額の減額認定による額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
居住費	1,171	320	420	820	820

表 2 1 ユニット棟個室に入居の方の居住に要する費用（光熱水費・室料相当分）
（1日あたりの金額：単位円）

所得段階	基準額	居住費に係わる負担限度額の減額認定による額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
居住費	2,006	820	820	1,310	1,310

(3) 金銭管理費

医療費、理髪代、衣類代、身の回りの細々とした消耗品費などの支払いの為に
お預かりしている預かり金に関して「預り金の出納管理に係る費用」として一日
30円を支払っていただきます。

表 2 2 (1日あたりの金額：単位円)

預り金の出納管理に係る費用	30
---------------	----

以上

令和 3年8月1日より